

## 【定置漁業権】

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定置第1号	国頭漁業協同組合	国頭村字与那地先	以下の緯度経度を順次結んだ線で囲まれた区域 緯度26度46.445分 経度128度11.337分 緯度26度46.585分 経度128度11.824分 緯度26度46.12分 経度128度11.988分 緯度26度45.978分 経度128度11.503分	定置漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和5年8月31日まで	個別漁業権	国頭村	標識を設置しなければならない。
定置第2号	国頭漁業協同組合	国頭村字安田地先	以下の緯度経度を順次結んだ線で囲まれた区域 緯度26度43.745分 経度128度18.34分 緯度26度44.032分 経度128度18.348分 緯度26度43.458分 経度128度19.476分 緯度26度43.085分 経度128度19.037分	定置漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和5年8月31日まで	個別漁業権	国頭村	標識を設置しなければならない。
定置第3号	上間幸雄	本部町字崎本部原地先	以下の緯度経度を順次結んだ線で囲まれた区域 緯度26度37.691分 経度127度53.013分 緯度26度37.796分 経度127度52.946分 緯度26度37.845分 経度127度53.125分 緯度26度37.732分 経度127度53.16分	定置漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和5年8月31日まで	個別漁業権	本部町	標識を設置しなければならない。
定置第4号	金武漁業協同組合	金武町字金武地先	以下の緯度経度を順次結んだ線で囲まれた区域 緯度26度25.88分 経度127度55.67分 緯度26度26.128分 経度127度55.691分 緯度26度109分 経度127度55.893分 緯度26度25.866分 経度127度55.866分	定置漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和5年8月31日まで	個別漁業権	金武町	標識を設置しなければならない。
定置第5号	玉城明夫	うるま市ギノギ岩の北	以下の緯度経度を順次結んだ線で囲まれた区域 緯度26度16.726分 経度127度57.374分 緯度26度16.84分 経度127度57.412分 緯度26度16.788分 経度127度57.535分 緯度26度16.636分 経度127度57.502分	定置漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和5年8月31日まで	個別漁業権	うるま市	標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定置第6号	具志川能平	うるま市勝連津堅地先	以下の緯度経度を順次結んだ線で囲まれた区域 緯度26度15.038分 経度127度55.86分 緯度26度15.193分 経度127度55.883分 緯度26度15.124分 経度127度56.082分 緯度26度15.065分 経度127度56.089分	定置漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和5年8月31日まで	個別漁業権	うるま市	標識を設置しなければならない。
定置第7号	照喜名智	南城市知念字久原地先	以下の緯度経度を順次結んだ線で囲まれた区域 緯度26度11.478分 経度127度48.112分 緯度26度11.73分 経度127度47.981分 緯度26度11.82分 経度127度48.189分 緯度26度11.568分 経度127度48.321分	定置漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和5年8月31日まで	個別漁業権	南城市	標識を設置しなければならない。
定置第8号	読谷村漁業協同組合	読谷村字楚辺地先	以下の緯度経度を順次結んだ線で囲まれた区域 緯度26度21.723分 経度127度42.977分 緯度26度22.049分 経度127度42.823分 緯度26度22.072分 経度127度43.488分 緯度26度21.822分 経度127度43.546分	定置漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和5年8月31日まで	個別漁業権	読谷村	標識を設置しなければならない。
定置第9号	八重山漁業協同組合	石垣市字宮良の南東	以下の緯度経度を順次結んだ線で囲まれた区域 緯度26度21.723分 経度127度42.977分 緯度26度22.049分 経度127度42.823分 緯度26度22.072分 経度127度43.488分 緯度26度21.822分 経度127度43.546分	定置漁業	1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から 令和5年8月31日まで	個別漁業権	石垣市	標識を設置しなければならない。